

1. 件名「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（3号炉の高経年化技術評価等）に関する事業者ヒアリング⑧」

2. 日時：平成29年2月22日 13時30分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

安全規制管理官（PWR担当）付

関管理官補佐、立元審査官

安全技術管理官（システム安全担当）付

中野主任調査官、小嶋主任調査官、坂本主任調査官、船田技術参与、佐藤技術参与
安全技術管理官（地震・津波担当）付

野村調査官、鈴木技術参与、渋谷技術参与、土居技術参与

中部電力（株） 浜岡原子力発電所 保修部 保守管理課 専門課長 他11名

5. 要旨

（1）中部電力から、浜岡原子力発電所3号炉の高経年化技術評価等に係る浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請のうち、高経年化技術評価（低サイクル疲労、中性子照射脆化、照射誘起型応力腐食割れ、2相ステンレス鋼の熱時効、コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下、耐震安全性評価）に関する説明がなされた。これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘し、引き続き内容を確認することとした。

○2相ステンレス鋼の熱時効に関して、

- ・高経年化対策上着目すべき経年劣化事象とした部品の現状保全の具体的内容及び製造時の検査内容
- ・高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象とした部品の現状保全の具体的内容及び製造時の検査内容

○耐震安全性評価に関して、

- ・「高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象の抽出結果」について、原子炉圧力容器の粒界型応力腐食割れに対する評価時点（H26年度末）までの発生・進展の可能性とその影響の具体的内容
- ・「高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象の抽出結果」について、炉心シュラウド及びシュラウドサポートの粒界型応力腐食割れに対する評価の具体的内容

を提示すること。

(2) 中部電力より、本日の指摘等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

中部電力資料：

- ・ 中部電力株式会社浜岡原子力発電所3号炉高経年化技術評価質問事項への回答